

Insights for Your Business

さすてな経営会計事務所

# magazine Plus

06

Jun 2025

TAKE FREE



## TOPICS

源泉徴収への反映時期 令和7年改正を  
確認

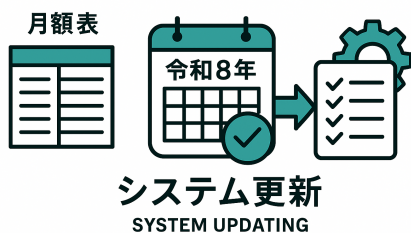
2025年4月施行対応 高年齢者の雇用確  
保

# 源泉徴収への反映時期 令和7年改正を確認

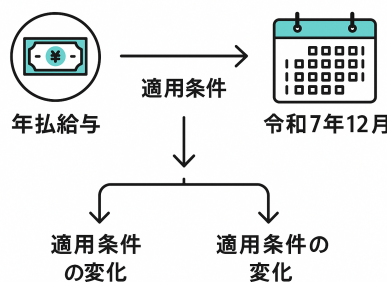
令和7年度税制改正によって源泉徴収事務に影響が生じます。反映される時期を区分ごとに把握しましょう。



令和7年度税制改正では、物価上昇局面での税負担の偏りを緩和するため、給与所得に関する見直しが行われました。主に給料や賞与の源泉徴収手続きに関する内容が改正対象となります。



毎月支給の給与（A）に用いる月額表の源泉徴収は、令和8年1月1日以降に新制度が適用されます。企業の給与計算システムの更新や、実務対応の準備が必要となるため、早めの確認が求められます。



年払の給与（B）に該当する場合、改正内容は令和7年12月1日以降に適用されます。対象となる給与所得者の条件の変更もあるため、制度改正の内容を十分に確認しておきましょう。

## ここがポイント！

- ・ 令和7年度改正は給与計算に影響
- ・ 月払と年払で適用時期が異なる
- ・ システム対応や社内周知が重要

# 2025年4月施行対応 高年齢者の雇用確保

2025年4月から義務化される高年齢者雇用措置。企業は定年引上げや継続雇用制度導入などの対応が求められます



2025年4月から、企業に**65歳までの雇用確保**が義務化されます。対応方法は以下の3つです。

- 定年年齢を65歳に引き上げる
- 定年後も継続雇用する制度を導入
- 雇用者全員を65歳まで雇用し続ける

就業規則などの見直しが必要です。



**継続雇用制度**とは、定年を迎えた従業員が希望した場合に、一定の基準で引き続き雇用する制度です。

厚生労働省の調査では、企業の約7割がこの制度を選択しています。柔軟な運用が可能なため、多くの企業に採用されています。

## 就業規則の整備と制度導入の流れ



2025年3月31日以降は、**継続雇用制度の導入**が必要となります。

対応には**就業規則の整備**が不可欠です。今後の監査や指導に備え、制度導入や定年見直しを早めに進めましょう。

## ここがポイント!

- 2025年4月から65歳までの雇用確保が義務化
- 企業の約7割が継続雇用制度を採用
- 就業規則の見直しと制度整備が必須